

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年8月1日

新潟市病院事業管理者 片柳 憲雄

新潟市民病院管理規程第14号

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程の一部を改正する規程

新潟市病院事業使用料及び手数料条例施行規程（平成20年新潟市民病院管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号エの表中

「

Aコース（基本コースに脳MRI・MRAを加えたものをいう。）	1件	65,700円
Bコース（基本コースに胸・腹部CTを加えたものをいう。）	1件	62,100円
Cコース（基本コースに脳MRI・MRA, 胸・腹部CT及び痰細胞診を加えたものをいう。）	1件	80,200円

を

」

「

CTコース（基本コースに胸・腹部CT及び痰細胞診を加えたものをいう。）	1件	65,800円
-------------------------------------	----	---------

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の第1条第1号エの規定により徴収すべきであった人間ドック料については、
なお従前の例による。